平成２１年（フ）第１４２号
新潟県上越市本町２丁目１番14号　バックハウス203号
債務者　山本　敏勝
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２５７号
佐賀県小城市小城町畑田2753番地３
債務者　前田　安紀
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力久　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５５０号
愛知県瀬戸市原山台８丁目125番地
債務者　掛越　誠司
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　恭美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６６号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷245番地10
債務者　森　　健二
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　正章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２１４号
横浜市保土ケ谷区今井町1116番地３　清水アパート101号
債務者　福島　律男
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　嘉久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２号
岩手県宮古市南町15番12号
債務者　袈岩眞由美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　泰真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第４７２号
長野県千曲市大字小島3100番地１
債務者　町田　　斉
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　常晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
長野県千曲市大字小島3100番地１
債務者　町田千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　常晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
三重県四日市市あかつき台３丁目３番地２
債務者　服部　義朗
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　義弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
長崎県大村市杭出津２丁目686番地３ハイエスト大村401号、前住所長崎県諫早市栄田町32番８号
債務者　原田　正義
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７８７号
川崎市中原区井田杉山町２番８号　マンションリバティー203
債務者　柳澤　茂樹
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８８号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目15番30号　シャトー陣屋105
債務者　平出由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
新潟県新潟市北区嘉山６丁目７番２号　斉藤アパート６号
債務者　田中　辰男
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８４号
新潟県五泉市赤海２丁目２番７号
債務者　加藤　直行
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４４号
新潟県妙高市小出雲１丁目８番１号
債務者　竹内　聡子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１４７号
新潟県上越市大字上源入435番地１
債務者　岩井　陽子（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４８６号
香川県さぬき市志度4150番地県営住宅志度団地２棟808号
債務者　野﨑　　純
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係